

2010 年に発生した
大麻事件に関する報告書（総括）

2011 年 6 月
西南学院大学薬物問題等対策委員会

目次

はじめに 一薬物事件の再発防止を誓って一	1 頁
I. 事件の経過・概要	2 頁
II. 大学の対応	3 頁
III. 違法薬物等に関するアンケート調査結果	4 頁
IV. 今後の取り組み	7 頁
<資料>事件発生後の対応等（時系列）	8 頁

はじめに 一薬物事件の再発防止を誓って一

近年、あちこちの大学で、学生が違法薬物（以下「薬物」）に関わる事件が明るみに出ていました。中には大麻を押入れなどで栽培している事例もあります。この背景には、インターネットを通じて、入手法や栽培法などに関する情報に容易に触れることができる状況があります。このように、学生を含め一般の人々にとって薬物が「身近」なものになっているのが現状です。

この現状認識を基に、本学では、従前から折に触れて薬物に関する啓発と乱用防止への注意喚起を実施してきました。例えば、新入学生に対してその入学時オリエンテーション期間中に薬物乱用防止を目的としての注意喚起や指導に力を入れておりました。

しかし、残念ながら、本学でも薬物事件が起きてしまいました。2010年8月20日に本学の学生3名が大麻取締法違反の容疑で逮捕され、起訴されました。そのうち2名は共同所持で、別の1名は譲渡の容疑でした。その後の裁判（共同所持容疑の2名は8月27日、譲渡容疑の1名は11月12日）で、それぞれ判決を言い渡され、刑に服しました。判決後には、当該の3名の学生から大学として独自に事情聴取し、事実関係を確認した後、本学学則の学生の懲戒に関する規程第68条に基づき、一連の審議機関で処分について審議し、最終的に同条の（4）を適用し、退学処分とする機関決定をしました。

その一方で、事件発覚後直ちに本学の危機管理委員会を招集しその専門委員会として「薬物問題等対策委員会」を立ち上げました。その目的は、薬物問題の再発防止のために専門的かつ具体的に取り組むことです。まずは、学生および教職員へ薬物乱用防止キャンペーンを打ち出しました。電子情報発信媒体である学内ポータルで一斉広範囲に、また、本学の主な学生団体（クラブやサークル）の代表で構成している体育会総務委員会・学術文化会総務委員会を通じ学生の諸団体へ、更にゼミや基礎演習の基本的な授業を通じ、こまめに学生へ薬物乱用の危険と誘惑の実態などの啓発・注意喚起を実施しました。また、学生のご父母など保証人に対しては、この不祥事についてのお詫びと大学の取り組みの周知を図りました。更に、11月中旬の大学祭では薬物乱用防止啓発企画として大学祭実行委員会を中心に学生の諸団体での取り組みや、専門家を講師に招いての講演会を開催しました。

これらの取り組みと学生の意識調査を兼ねて、アンケートを実施し、取り組みの効果を検証すると共に、今後の取り組みの方法への参考としています。

この報告は、以上概説しましたように、西南学院大学の大学としての薬物事件の再発防止のためにそれぞれの時点において実行可能で最善と判断した施策の実施経緯とその総括をしたものです。

西南学院大学は、今後も薬物乱用防止への取り組みの更なる強化を図りながら継続してまいります。

2011（平成23）年6月

薬物問題等対策委員会

委員長 武井 俊詳

I. 事件の経過・概要

(1) 本学学生3名の関わった事件

2010年8月17日、報道機関から本学学生が、大麻取締法違反容疑で逮捕されたのではと事実の確認、照会があった。そこで、大学は事実関係を福岡県警へ確認した。しかし、現段階では一切コメントができないということであり、そのような状況では、大学としてもコメントできない旨を報道関係者へ報告した。しかし、8月20日に再度、報道機関から問い合わせがあり、事実確認のため福岡県警へ確認した。事実確認の結果、同日、午後、本学学生2名が、大麻取締法違反（共同所持）容疑、1名が大麻取締法違反（譲渡）容疑で逮捕されたことが判明した。同日19時から、大学は緊急記者会見を開催。パークレー学長、武井副学長、伊藤学生部長、大西大学事務長が出席し、12社（新聞5社、通信2社、テレビ5社）、12名の記者に対応した。

本学学生2名の逮捕理由は、乾燥大麻4本（計約0.5g）を所持していた疑いによるもので、報道機関によれば、2名は「7月29日未明、福岡市天神地区でパトロール中の警察官に職務質問されて所持品を調べたところ乾燥大麻が見つかった。」と供述していたとのことである。その後、2名は8月9日に大麻取締法違反（共同所持）の罪で起訴された。

また、逮捕・起訴された2人は、本学学生1名からその乾燥大麻を譲り受けたとの供述により、8月20日に本学学生1名が大麻取締法違反（譲渡）容疑で逮捕された。

本学学生2名に対して、福岡地方裁判所で第1回公判が開かれたのは8月27日。当日検察側から、この学生2名のうち1名は、2008年頃から、もう1名は2009年頃から大麻を本学学生1名から購入して吸い始めるようになった。検察側の冒頭陳述に対して、学生2名はこの起訴事実を全て認めた。また、この公判は、即決裁判で行われ、罪状認否後、即日、本学学生2名それぞれに対して、懲役6ヶ月、執行猶予3年（求刑懲役6ヶ月）の判決が言い渡された。

大学としては、8月27日の第1回公判を傍聴して、9月7日に釈放されていた上記2名の学生と面会し、当初報じられた事件の内容と公判での整合性を確認し、本人からの謝罪文により、これまでの経緯について詳細を把握した。また、本人たちが起訴事実を認めていることを確認した後、9月22日、10月5日、10月19日に学生部会議にて審議を重ね、その後11月10日の全学教授会にて審議の結果、西南学院大学学則第68条（4）を適用し、退学処分にすることを決定した。また、本学の調査の過程で本件に関与したことが確認された1名の学生に対しても西南学院大学学則第67条を適用し、1か月間の停学処分にすることを決定し、11月12日に大学ホームページにて公表した。

(2) 大麻取締法違反（譲渡）容疑で逮捕された学生1名について

8月20日に逮捕・起訴された本学学生2名が、本学学生1名からその乾燥大麻を譲り受けたとの供述により、本学学生1名が大麻取締法違反（譲渡）容疑で逮捕された。

本学学生1名に対して、福岡地方裁判所で第1回公判が開かれたのは11月12日。逮捕・起訴理由は、7月29日の未明、中央区舞鶴のパークレーにおいて大麻取締法違反で逮捕された学生2名へ平成22年7月5日に大麻4グラム（2万円）を西新6丁目の公園で譲り渡したとのことであった。（大麻取締法24条12.1違反）

公判では、学生2名の裁判記録を基に、両名が2ヶ月に1回購入していたことや7月3日に注文を受け、大麻(ジョイント)を11本にして売ったことの実事の確認があった。また、大学のサークルに大麻を使用している者や譲り渡したものは他にいないのかとの間に対して、前記本学学生2名以外にいないとも回答した。

検察側の冒頭陳述に対して、学生1名はこの起訴事実を全て認めた。罪状認否後、即日、本学学生1名に対して、懲役8ヶ月、執行猶予2年とし、追徴金15,000円(求刑懲役8ヶ月、追徴金15,000円)の判決が言い渡された。

大学としては、11月12日の第1回公判を傍聴して、11月17日に釈放されていたこの学生と面会し、当初報じられた事件の内容と公判での整合性を確認し、本人からの謝罪文により、これまでの経緯について詳細を把握した。また、本人が起訴事実を認めていることを確認した後、11月24日に学生部会議にて審議し、その後12月1日の全学教授会にて審議の結果、西南学院大学学則第68条(4)を適用し、退学処分にすることを決定した。また、12月3日に大学ホームページに公表した。

Ⅱ. 大学の対応

(1) 薬物問題等対策委員会の設置と具体的な活動

今回の事件を受けて、大学では危機管理委員会において、副学長を委員長とする「薬物問題等対策委員会」を設置し、早急に薬物問題に関する具体的な啓発および防止活動を検討していくことを決定した。委員会では、今後の再発防止に向けての具体的な取り組み活動について協議を行った。具体的な取り組み活動としては、学生および教職員に対して、薬物事件に関する再発防止についてと題して学内ポータルサイトにて掲示、体育会・学術文化会所属の課外活動団体への注意喚起、薬物乱用防止キャンペーンの実施、ゼミや基礎演習の授業時間において専任教員による再発防止についての学生への指導と注意喚起、薬物乱用防止に関する講演会の実施、秋季受動喫煙防止キャンペーン期間中における薬物啓発用リーフレットの配布、学生・ご父母・保証人に対して本学学生の不幸事についてのお詫び文書を大学広報誌スピリット秋号に同封しての送付、大学祭において薬物乱用防止啓発企画などを実施した。また、本学ホームページ上の「薬物問題再発防止対策について」の中で活動内容の経過を学内外へ向けて随時公開した。

(2) 薬物に関する相談窓口

9月2日、学生に対して「薬物事件に関する再発防止について」と題して学内ポータルサイトにて注意喚起を行うと同時に、学生課に相談窓口を設置したことの告知を行った。結果的には、学生課、保健管理室、学生相談室などの窓口で直接の相談などはなかった。また、厚生労働省、財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター、厚生労働省地方厚生局麻薬取締部、福岡県などのホームページへのリンクを本学ホームページの「薬物問題再発防止対策について」に関連情報として追加した。

(3) 薬物乱用防止キャンペーン

①学生ボランティア・職員による薬物乱用防止に関するパンフレット・ティッシュ、薬物講演会チラシの配布活動

期間：10月4日（月）～10月8日（金）8：30～9：00

場所：正門・南門、3号館駐輪場付近、チャペル前、体育館・西南会館前

学生ボランティア：体育会、学術文化会 約300名

チャペルの時間に薬物講演会のチラシの配布を行う。（10/5～10/6の2日間）

②薬物乱用防止に関する講演会

日時：10月6日（水）15：30～17：00

講演1「薬物事案について（犯罪面を中心に）」

講師：福岡県警察本部暴力団対策部薬物銃器対策課 栗野 洋彦 氏

講演2「薬物使用による身体的・精神的影響について（健康面を中心に）」

講師：社団法人福岡市薬剤師会 東 千鶴 氏

場所：大学チャペル

参加者数：約650名

③薬物乱用防止DVD上映

期間：10月4日（月）～10月8日（金）

場所：2号館学生ホール、大学生協学生食堂、西南クロスプラザ学生食堂

上映時間：2号館学生ホール（終日）、

大学生協学生食堂、西南クロスプラザ学生食堂（10:00～14:00）

(4) 大学祭実行委員会による薬物乱用防止啓発企画

【ステージ企画】図書館前特設ステージにおける薬物乱用防止啓発企画

日時：11月12日（金）16：30～17：30

場所：図書館前特設ステージ

内容：九州DARC（ダルク）の方による講演（経験談、若年層の薬物汚染、社会復帰支援など）および質問コーナー

【ブース】図書館前特設ブースにおけるキャンペーン活動

日時：11月12日（金）～13日（土）10：00～18：00

11月14日（日）10：00～16：00

内容：薬物乱用防止リーフレット配布、着ぐるみ着用により幅広い年齢層にアピール

Ⅲ. 違法薬物等に関するアンケート調査結果

(1) 調査目的

薬物問題について学生に注意喚起するとともに、学生の大麻等違法薬物に関する意識や学生を取り巻く環境についての実態を把握し、薬物問題の再発防止対策の基礎資料とする。

(2) 調査方法

無記名の自記式質問用紙を1,000名の学生に配布し、学生課等の窓口に回収箱を設置して回収した。調査期間は、2010年11月10日～11月25日である。その結果、409名(40.9%)から回答を得た。回答者の性別は、男性163名(39.9%)、女性246名(60.1%)で、本学学生の男女構成比率とほぼ同様であった。

(3) 調査結果及び考察

今回の調査結果から、以下のような学生の大麻等違法薬物に関する傾向が把握された。

1. 大多数の学生は、大麻の使用について「どのような理由であれ絶対に使うべきではないし、許されることではない」と考え、「誘った相手が誰であろうと断る」と回答している。しかし、「1回位なら心や体への害がないので、使ってもかまわない」や「他人に迷惑をかけるのであれば、使うかどうかは個人の自由である」などの肯定的・容認的な回答(8.1%)は、規範意識が低い者が少なからずいることを示している。また、「誘った相手によっては、断りきれないかもしれない」(3.9%)、「悩み事があつたり、疲れていたりしたら断らないかもしれない」(1.7%)などの回答は、誘われた相手との関係や自分の心身の状態によって、大麻の誘惑を絶対に断るとの確信を持ってない者が少なからずいることを示している。

青年期にある学生は、自己同一性を確立し自己実現する、社会的規範を習得し社会の一員となるという2つの心理社会的な発達課題を有している。そして、薬物問題は、彼らが成長する中で抱える様々な問題の一角として現れることが多い。薬物乱用のリスクを高める個人的要因には、一般に、学業や課外活動での達成感の乏しさ、学生生活での失敗体験、友人からの孤立や孤独の体験、養育環境などが含まれる。インターネットによる青少年の薬物乱用に関する調査¹⁾によると、薬物乱用に対する規範意識が低い層は、規範意識が高い層に比べると自尊心尺度(自分自身のことをどれくらい価値ある存在と捉え、大切に考えることができるか)が有意に低いことが明らかにされている。よって、薬物乱用防止対策においては、まず、学生の学生生活が充実し自己実現を達成できるような教育の提供が基本になる。また、修学上の様々な問題を抱えたり、心身の不調のあるハイリスクの学生を早期に把握し、学生が気軽に相談できるような相談・支援体制を充実させることが重要である。なお、学生の規範意識の向上策として、“「社会性と個人の自由」といった議論・啓蒙”²⁾としてのディベートの機会およびストレス・マネージメントや対人関係スキルトレーニングなどの実践的な教育を関連する授業科目や行事に取り入れることも有益であろう。

2. 大多数の学生は、高校までに大麻や違法薬物について授業を受け、マスメディアなどから情報を得ているが、法的・医学的な正しい知識は十分に周知されているとはいえない。

大麻について「国や地域によっては違法ではないところがある」(26.0%)、「持っているだけでは罰せられることはない」などの不正確な回答(6.0%)があり、また、「さらに危険な薬物を使う恐れがあり、ゲートウェイドラッグといわれている」(38.4%)、「何事にも関心が持てなくなる(いわゆる無動機症候群)」(55.7%)の回答率は低い。よって、学生に対して、法律上の具体的な知識、薬物依存という現象の真の怖さを医学的な根拠に基

づいて徹底して伝える必要がある。

3. 学生を取り巻く環境の中に大麻があり、学生は違法薬物の危険に接する可能性がある。

大多数の学生は、大麻の使用について「テレビ、映画、報道等を見たものを除いて、直接見たことがない」、「使用や購入を誘われたり、勧められたりするものがこれまでにない」と回答している。しかし、「大麻を直接見たことがある」(7.4%)、「大麻を使用することや購入することを誘われたり、勧められたりするものがこれまでにあった」(5.7%)、「周囲に大麻を所持したり、使用している(いた)人がいる」(15.1%)との回答が少なからずあることから、学生を取り巻く環境の中に大麻があるという実態が推測された。

大麻の入手可能性について、「簡単に手に入る」、「少々苦労するがなんとか手に入る」と回答した学生は半数を超え、「ほとんど不可能」、「絶対不可能」と回答した学生(29.7%)を上回っている。しかし、入手可能と回答した学生にその理由を尋ねたところ、「大麻を入手する方法を知っている」と回答した学生は9名(4.5%)であり、それ以外の大多数の学生は、マスメディアによる報道や口コミ、インターネットの情報から“何となく入手しやすそうだ”との印象を持っていると思われる。

薬物使用に関する全国民調査(2009)²⁾によると、大麻乱用の生涯経験率および生涯被誘惑率は増加し、特に入手可能性は10~20歳代で高まっている。本調査結果は、このような大麻乱用が若者中心に拡大している状況が反映されていると思われる。大学生は入学後に、飲酒や喫煙の開始、自由時間が増す、繁華街へ出かける機会が多くなるなど違法薬物に接するリスクが高くなる。また、密売人は、インターネットも含め、様々な機会に大学生をターゲットとして狙っている。よって、このような実態を学生に周知することが大切である。また、学生が自ら違法薬物に接するリスクを回避し、薬物乱用を根絶するための社会的責任を果たせるように啓発する必要がある。

本調査結果は、本学の学生を取り巻く環境の中に大麻があり、薬物問題が本学においても取り組むべき重要な課題であることを示唆するものとなった。今後は、大学全体として、地域の関係諸機関との連携を強化しながら、学生の薬物乱用の根絶および薬物乱用を根絶する規範意識の向上を目指した継続的かつ効果的な薬物乱用防止対策を実践していかなければならない。

参考文献

- 1) 内閣府、インターネットによる青少年の薬物乱用に関する調査(2010年9月)
- 2) 国立精神・神経センター精神保健研究所薬物依存研究部「薬物使用に関する全国民調査(2009)」

IV. 今後の取り組み

本学では、2010年8月に起きた学生3名による大麻取締法違反事件の直後、「薬物問題等対策委員会」を設置し、現在まで種々の再発防止対策を講じてきた。

数年前、関東・関西の大学で発生した学生による薬物関係の事件は、もはや対岸の火事ではなく、今や全国の若者の身近に違法薬物が広がりつつあるという事実を、今回の事件で認識することとなった。

違法薬物の使用は、社会の安心・安全を脅かすだけでなく、使用者の心身の健康を害し、その周囲の人々を悲しませ、所属する組織の社会的信頼をも失墜させてしまう許されざる行為である。

上記の状況に鑑み、本学は、教育機関の責務として、今後、以下のような再発防止対策を講じていく所存である。

- ・ 建学の精神の再認識と倫理観の醸成
- ・ 薬物の危険性や有害性に関する啓発活動の強化
- ・ 薬物に関する専門機関との連携の強化

本学は、このような事件によって、二度と社会からの信頼を裏切ることがないように、継続的に再発防止対策を講じていくことを誓い、これまでの活動の総括としたい。

<資料> 事件発生後の対応等（時系列）

8月20日（金）

報道機関から問い合わせがあったので、学生課から警察署に照会をしたところ、本学学生2名が大麻所持容疑、1名が譲渡容疑で逮捕されたことを確認した。これを受けて、同日、大学で記者会見を行い、学長が本学学生の不幸事についてのお詫び、今後の事実関係の把握と調査および再発防止策について、学外向けホームページにて公表した。

8月25日（水）

逮捕された学生3名が所属する課外活動団体に対して、今回の事件の全容解明まで課外活動禁止を申し渡す。

8月27日（金）

大麻所持容疑2名の学生に対して、即決裁判で、両名とも懲役6ヶ月（執行猶予3年）の判決が出る。

8月30日（月）

警察署の強制捜査が西南会館内部室にて行われたが、証拠物又は没収すべきものはなかった。

9月1日（水）

危機管理委員会を開催し、今後の対応について協議する。同委員会において薬物問題等対策委員会（委員長：武井副学長）を立ち上げ、引き続き第1回薬物問題等対策委員会を開催する。

9月2日（木）

学生・教職員に対して、薬物問題等対策委員会の設置と薬物事件についての再発防止について、学内ポータルサイトにて告知を行う。

9月6日（月）

体育会及び学術文化会の総務委員長に、今後の薬物問題等対策委員会の活動への協力を要請する。

9月8日（水）

第2回薬物問題等対策委員会を開催し、再発防止に向けた活動を中心に協議する。

10月1日（金）

第3回薬物問題等対策委員会を開催し、薬物乱用防止キャンペーンを中心に協議する。

10月4日（月）

薬物乱用防止キャンペーンを10月4日（月）から10月8日（金）まで開催する。また、体育会総務委員長名と学術文化会総務委員長名で各クラブ・サークル団体へ注意喚起の文書を配布する。

10月5日（火）

薬物問題等対策委員会は、専任教員に対してゼミ・基礎演習の授業時間に薬物事件の再発防止について学生へ指導、注意喚起を行うことを要請する。

10月18日（月）

秋季受動喫煙防止キャンペーン期間中（10/18～10/22）に、受動喫煙防止チラシと一緒に薬物乱用防止に関するパンフレットを配布する。

10月26日（火）

10月1日付発行の大学広報誌とともに、学生・ご父母・保証人に対して本学学生の不祥事についてのお詫び文書を学長名で送付する。

11月8日（月）

第4回薬物問題等対策委員会を開催し、薬物に関するアンケート実施について協議する。

11月10日（水）

薬物に関するアンケートを11月25日（木）まで学内にて実施する。

11月11日（木）

大学祭（11/11～11/14）において、大学祭実行委員会が薬物乱用防止啓発企画としてのステージ企画を実施した。同時に、大学でも期間中に薬物に関する啓発リーフレット等の配布活動を実施した。また、逮捕起訴された学生2名および本学の調査の過程で本件に関与したことが確認された学生1名に対して懲戒処分の申し渡しを行った。

12月2日（木）

逮捕起訴された学生1名に対して懲戒処分の申し渡しを行った。

12月17日（金）

第5回薬物問題等対策委員会を開催し、薬物に関するアンケートの大学広報誌掲載、学生処分の最終報告、大学祭での薬物に関する活動報告および次年度の活動計画について協議する。